

まもなく迎える 5 月 22 日。平成 2 (1990) 年のこの日は「公益財団法人 川崎市生涯学習財団」が設立された日です。正確には、現財団の前身である「財団法人 川崎市生涯学習振興事業団」が神奈川県教育委員会から設立許可を受けた日に当たります。前月号のメルマガでは「節目」を取り上げましたが、令和 2 年度は当財団にとって創立 30 周年に当たる、まさに節目を迎えた年でした。これまでの間、生涯学習の拠点としてあり続けることができたのは、運営された先人の数々のご苦勞と、多くの皆様の温かなご支援、お力添えのおかげであると思い、深く感謝しております。まもなく「創立 30 周年記念誌」を刊行し、財団のホームページ上にも掲載しますので、財団の歴史を紐解いていただければ幸甚です。

設立された頃を振り返りますと、昭和 62 (1987) 年、臨時教育審議会の第 4 次 (最終) 答申が出され、ここでは教育改革の視点として、「個性重視の原則」「変化への対応」と並んで「生涯学習体系への移行」の 3 点が示されました。これを受けて、平成 2 (1990) 年には、生涯学習についての初めての法律である「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(生涯学習振興法) が制定され、生涯学習の振興、生涯学習社会の実現が謳われました。この法律によって、自治体には生涯学習に係る行政組織の整備が求められましたので、こうした生涯学習の機運の高まり中に当財団は設立されたと言えます。

その後、平成 18 (2006) 年に改正された「教育基本法」では、「教育の目的、目標」に次いで「第 3 条 生涯学習の理念」が新設され、これまで以上に「生涯学習社会の構築」は教育の根本的な使命とされました。こうした流れはご承知の方もいらっしゃると思いますが、生涯学習の振興は時代の要請に基づくものであることがご理解いただけたと思います。

生涯学習振興法の制定を契機として、様々な学習機会や活動場所が提供されるようになりました。一口に「生涯学習」と言っても、学校教育、社会教育をはじめ、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味に至るまで、多種多様なものですが、いずれにも達成感、連帯感、充実感など、人生の喜びが詰まっており、それらの活動の価値を十分に認識しなければならないと思います。

今日、学校教育までも「生涯学習体系」に位置付くものですので、学校の教育活動でも人生 100 年の時代を豊かに健康に生きる資質能力の育成を図ることが一層重要になると思います。この意味で、クラブ活動や部活動等の自主的、自発的な活動の意義は大きいですし、学校時代にボランティア活動、余暇の過ごし方等を学ぶことも大切になると考えます。

また、働き方改革が叫ばれ、最近では「選択的週休 3 日制」の導入に向け検討を進めるとの動きもあります。その際に生まれたゆとりある時間をいかに自分のために有効に使うか、そうした生き方が問われる時代を迎えていると思います。

こうしたことから、当財団は、設立趣意書にある「市民の健康で生きがいのある創造性と個性を生かせる地域生涯学習社会の形成と振興に寄与すること」をますます充実させたいと思っています。皆様のご支援、ご協力を重ねてお願いいたします。(N.W)